さ 猫の多頭飼養の届出

~

~

たくさんの犬や猫を飼育し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食事等の世話が 追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭等による近隣住民への問題が発生し、 ついには飼養継続不能に陥ることがあります。

このような事態を未然に防ぎ、適切なアドバイス等を行うため、「千葉県動物の愛護及び 管理に関する条例」では、犬又は猫の多頭飼養の届出制度を設けています。

県の動物愛護管理行政に御理解と御協力をお願いいたします。

対象

・犬(生後91日未満の犬を除く。)又は猫(生後91日未満の猫を除く。) を10頭以上(犬及び猫を飼養又は保管をする場合は、これらの数を合算し た数)飼養し、又は保管をする者

・届出の対象となった日から30日以内

届出対象 の除外

- · 第一種動物取扱業者が、その登録に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼 養し、又は保管する場合
- · 第二種動物取扱業者が、その届出に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼 養し、又は保管する場合
- · 化製場等に関する法律の動物の飼養又は収容の許可を受けた者が、その許可に 係る施設において犬を飼養し、又は収容する場合
- · <mark>獣医療法の診療施設</mark>において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管 する場合
- · 身体障害者補助犬法の訓練事業者が、身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼 養し、又は保管する場合
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に定める場合 において、犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

届出 方法

- ・新たに届出をする場合→大又は猫の多頭飼養届出書(第1号様式)を飼養施設 を管轄する健康福祉センター(保健所)の窓口へ直接提出
- ・届出した内容を変更する場合→犬又は猫の多頭飼養変更届出書(第2号様式) を上記窓口へ直接提出又は郵送
 - ※各様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。

変更届が必要な 場合

- ・届出者の氏名・名称・代表者の氏名又は住所の変更
- ・ 犬又は猫の数が30%以上増加したとき
- · 犬又は猫の数が10未満となったとき
- ・飼養又は保管の方法の変更

罰則

・届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料

■問い合わせ先

最寄りの健康福祉センター(保健所)健康生活支援課又は生活衛生課 健康福祉部衛生指導課 043-223-2642

